

7月10日以降の須坂市としての対応について

令和2年(2020年)7月10日
新型コロナウイルス感染症須坂市対策本部

緊急事態宣言の全面的な解除から1カ月以上が経過しました。

須坂市においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は確認されていないものの、首都圏などの一部の地域においては、新規感染者が再び増加傾向が見られており、状況を注視していく必要があります。

7月10日以降の長野県としての対応「『新しい生活様式』の定着と経済活動の両立」が示されたことから、須坂市として次のように対応します。

I 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

1 市民の皆さまへ

(1) 新しい生活様式の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、市民の皆様が感染症を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進します。

感染を防止するためこれらの行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他都道府県から来訪した方に対しても周知を図り、実践を呼びかけます。

(2) 県外との往来について

長野県において、他都道府県の感染状況をモニタリングしており、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとるようにしてください。

- 人ごみを避ける。
- 接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- 当該地域から戻った後も、自ら健康観察を行ってください。

(3) 人権への配慮について

患者・感染者・医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など市民生活の維持に必要な業務に従事されている方々

やその家族に対し、人権侵害が起きないように、行動してください。

また、感染拡大している地域に居住する方々や該当地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

2 事業者の皆様へ

- (1) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、入場者が手を触れる箇所の定期的な消毒、入場者の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底をお願いします。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく長野県知事の要請）
- (2) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底してください。
特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成により連絡先等の把握を検討してください。
- (3) 観光・宿泊施設等については、7 月中は県内観光振興を図りながら、感染状況が比較的落ち着いている地域を中心に、全国に対する PR 活動を実施してください。

II 須坂市として取組

1 市関係施設について

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインに沿って適切な感染防止策の徹底を図りながら運営する。

2 市主催のイベント等について

市主催のイベントについては、当面、別添「市主催のイベント実施のための判断基準」のとおり実施します。

※民間が主催するイベント等についても上記基準を遵守してください。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく長野県知事の要請）

3 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、事業活動における消費の促進を支援します。

- 4 学校・保育園・児童クラブについて
感染防止対策を行いながら運営しています。

市主催のイベント実施のための判断基準

1 イベント等開催の目安

- (1) 感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期します。
- (2) 7月10日～7月31日
 - ア 屋内・屋外とも5,000人以下
 - イ 上記の人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数とし、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
 - ウ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重に対応します。
- (3) 8月1日から
 - ア 人数制限なし
 - イ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数とし、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
 - ウ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断します。

※ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者の合計とします。

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント等の開催が不可となるわけではありません。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行った上で、実施の判断を行います。

2 市主催のイベント等を開催するにあたっての留意事項

イベント等を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し実践することを求める。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進める。

(1) 開催前

- ア 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する、入場拒否の可能性の事前周知
- イ 当該イベント等の参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請

(2) 会場準備

- ア アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- イ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ウ 座席の隣との間隔を一人席分開けるなど、十分な距離の確保（2m程度の間隔、パネルの設置など）
- エ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ア 職員や参加者・利用者にはマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- イ 入退時の出入り口の分離、人の流れの一方通行化等、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ウ 入場時の検温の実施
- エ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒の徹底を求める
- オ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知
※不特定多数の者が参加するイベント等において、参加者カードに氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ア 共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- イ 参加者のリスト等について、須坂市個人情報保護条例に従った適切な管理、また1カ月程度を目途とした廃棄